

ラウンドテーブルⅠ

「AI 技術文明の基層 1： AI ネットワーク化が浸透する時代における人間の変容」

報告 2 大屋雄裕（慶應義塾大学教授）

「自律・代理・信頼：権限と責任の分配に関する制度」

慶應義塾大学の雄裕と申します。専門は法哲学といいまして、法というものの基本的な性質であるとか、法解釈に正しい唯一の解が存在するかとか、あるいは、正義にかなった法制度の在り方とはどのようなものかとか、そういった法一般を対象にした問題、言い換えれば、ある特定の国の特定分野の法制度としての実定法とはあまり関係のない問題を扱っております。なので、時々私に現実の法律問題の相談をしに来られる方がおられるんですが、それはあまり賢明なことではなくて、医学部でがん細胞の研究をしている先生に、お子さんの風邪を診てもらおうようなものだということを言っております。

そのような学問の中で私が扱っているテーマの一つが、情報化や情報技術が法・政治のシステムに及ぼす影響をという問題であります。今日はそのような観点から、まず法というものがどのような性質を持ったシステムかという点を押さえた上で、それに AI の発展がどのような影響を及ぼすのか、その問題について我々はどのような解決法を考えていくべきなのか、といった順でお話をしていきたいと思っております。

ジーヴズの話から始めましょう。イギリス出身で、20 世紀の英米で広く読まれたユーモア小説家、P. G. ウッドハウスによる作品の登場人物として、伯爵家のお坊ちゃんとしてロンドンで気ままに暮らすバーディ・ウースター君に仕えている従者なんですけれども、バーティ君が持ち前の育ちの良さとか思慮の浅さから次々と直面する問題を鮮やかに解決していくスマートな手口が見どころで、『バーティとジーヴズ』と称される一連の短編群の焦点になっているわけです。しかしここで重要なのは、その解決方法と称するものが、バーティ君の持つだろう、持つことが正当であると考えられる欲求の先取りした充足であるという点にあります。もちろんジーヴズはバーティ君が現実持っている欲求、これまでの実績からも確実に持つ欲求を着実に実行していきます。しかし、たとえばバーディ君が詐欺師に騙されて真珠のネックレスの入ったケースを奪われそうになっているとき、それに気づいたジーヴズは、バーティ君にそのことを警告し、被害に遭わないよう彼の主人自身が自己決定することを促したりはしません。そもそも、バーティ君に十分な知性と判断能力が備わっていれば、ジーヴズに警告されるまでもなく、詐欺に引っかかるようなことはないはずです。目先の欲にひかれた短慮に基づいて主人が振舞おうとしているとき、それを理性的に止めようとする努力は成功しないでしょう

し、立場の非対称性、すなわち、パーティ君の気に入らないことがあればいつでもジーズを解雇できるという関係にある状況では、主人の少なくとも短期的な意に沿わない警告を加えるという選択肢は、危険なものであり得るでしょう。だから繰り返しますが、主人自身の手で選択させるのではなく、状況を理解し十分な判断能力が備わっている状態であれば、パーティ君ならば望むであろうこと、望むべきことを実現してしまった方が良いというわけですね。結果的にパーティ君は、その時点で、現実にはそうは望んでいなくとも、事後にはそれが正しかったと納得できるような選択を、ジーズが先取りして実現し、その結果を享受するという幸福な状態に置かれることになります。

『パーティとジーズ』というシリーズを読んでいる我々読者は、おそらく一方では、ジーズの機知に感心させられると共に、我々がパーティ君の愚かと言っては過酷に過ぎるならば、善意と稚気といったものに微笑を禁じ得ないと思います。パーティ君は、最初のうちこそ、ジーズ抜きでも自分が何ほどこかのことができると証明しようとするのですが、次第に諦めの色を濃くし、結局は万全の奉仕を受けること、逆に言えば、従僕によって支配される幸福を正面から肯定するようになっていくのです。しかし、我々はここでパーティ君の幸福な人生というものと、現在、あるいは近い将来の我々との間にどれほどの差があるのか、と問わなければならないでしょう。我々は本当にパーティ君のことを笑っていられるのでしょうか。

たとえば Amazon com のオススメ機能のことを考えてみましょう。それは我々の過去の購入履歴を元に、私が望むであろう作品をリスト化し我々の前に差し出してくれます。しかし、ここからおすすめ書籍が月々送られてくるシステムや、望む情報のやり取りと決済までの全てがネットワーク上で行われるようなシステムまでの距離は、ただ一步ではないでしょうか。あるいは、私が見ることを望まないだろう情報、それを見ることによって私の心が傷つくような情報を、Google の検索が自動的に結果から排除する状態についてはどうでしょうか。スマートフォン上で広く利用されているニュースアプリなどでは、すでに私の関心に応じて表示する情報がコントロールされるようになっています。これまでの利用履歴から、私がたとえば慶應義塾大学に関するニュースに関心があると推定されたとしましょう。アプリは慶應義塾に関するニュースや情報を限られた画面の中で優先的に表示するようになり、私も限られた時間や労力の中で優先順位の高いものから内容をチェックしていくようになる。結果的に、たとえば早稲田大学に関するニュースは私の視界から消えていくことになるでしょう。

アメリカの憲法学者であるキャス・サンスティーンは、このような現象を「共鳴室」(エコーチェンバー)と言いました。自己強化的に同じ音が増幅して我々の耳をふさぐようになっていくとき、そこで我々は本当に自分の聞きたい音を聞くことができるのでしょうか。さらに言えば我々はもちろんそれが本当に我々の聞きたい音、これまでに聞こうとしていた音なのか、「共鳴室」として、あたかも中立的な設備であるかのように表

現されている IT サービスや、さらにその背景に潜んだ誰かの聞かせたい音なのではないか、という疑問を持つ必要もあるでしょう。いわゆるフェイクニュース問題は、この両者が相まって、つまり我々自身がどこかで聞きたいと思っているニュース、先行して存在する偏見を強化するような情報が意図的に作り出され、「共鳴室」を通じて強化されていくような状況だと考えることができます。このような状態で、自分の聞きたいもの、聞きたいと思っているもので耳を塞がれて満足している我々とパーティ君の幸福との間にどれほどの距離があるのでしょうか。

しかし、もちろんその背景にはそうなるべき理由があります。その問題に進む前に、パーティ君の幸福にはどこかに問題があるはずだ、我々の自由や尊厳と相容れない何かかが隠れているはずだ、という違和感を支える近代的な世界像とその基礎にある法システムの理念について考えることにしましょう。

やはりアメリカの憲法学者であるローレンス・レッシングは、1999 年に出版した『コード』という本を通じて「規制手段のモード論」と呼ばれる議論を展開しました。彼によれば、誰かが他の人に言うことを聞かせる方法、何らかの行為を遂行させたり、させなかったりするための手段として「規制」というものを考えるならば、それには法・規範・市場という古典的な三つのモードと、アーキテクチャという新たなモードがあります。このうち、社会生活の「作られた環境」と定義されるアーキテクチャの例としては、たとえばこの写真に示されているようなものが挙げられるでしょう。これは、私が名古屋大学というところに長く勤務していたときに、頻繁に出張で利用していた二つの空港の国際線出発ロビーのソファの写真です。上が名古屋の中部国際空港・セントレア、下がソウルのインチョン国際空港ですが、違いを見て取ることができるでしょうか。私はこれを確認するためにセントレアの全てのソファを見ましたのでほぼ間違いないと思うのですが、そこには 3 席連続する箇所がないように、たとえば 5 連続のソファであれば 2-2-1、3 席の場合は 2-1 と区切るようにこの肘掛けが入っているのですね。その意図は私のような貧乏出張者には明白で、つまり、体を伸ばして上を向いて寝られないという点にあります。インチョン国際空港のように 3 席の連続した座面があれば、カバンを枕代わりにしてリラックスして仮眠を取ることができる。実際、早朝着の便で到着したときなど、そうやってロビーに転がっているバックパッカーを多く見かけましたし、私もそうしていました。そのような行為を歓迎しない、物理的に排除する、というのがこのセントレアのソファに込められたメッセージであると理解することができるだろうと思います。

つまり、アーキテクチャとは、我々が自分の利益や幸福その他に配慮して、自己決定するということを前提にして、それが行われる環境自体を操作することによって、我々の行動をコントロールする仕組みだとそういうことになるでしょう。たとえば、ホームレスが地下道に寝床を作って寝始めるのを排除したいとしましょう。法であればそれを

禁止する規則を制定し、典型的には、刑事罰を予告することによって、そのような行為を避けさせようとし、それでも違反者が出た場合には実際に処罰を科すことになるでしょう。規範を用いる場合、たとえば説得してやめさせようとするし、止めない場合には共同体的な制裁、つまり村八分のような社会的関係からの排除によって処罰するということになります。市場の場合はやや複雑ですが、我々はホームレスが望んで地下道で寝ているわけではないと想定することができますでしょう。つまり彼らは、本来はより快適な屋内の柔らかいベッドの上で寝たいのだが、典型的にはそれが彼らにとっては高価で入手できない。そういう事情から止むを得ず、無料の地下道で寝ることになっている。だとすれば、彼らがより好むだろう代替的な財をより安価で提供すれば、たとえば、無償のシェルターを解放するとか、簡易宿泊所の価格に補助金を出して引き下げる、そういうことをやれば、彼らは自主的・自発的にそちらに向かっていくことが期待できるでしょう。

これに対し、アーキテクチャによる規制の典型がこの写真に示されているものです。これは皆さんもご存知かもしれませんが、東京・新宿駅の西口から都庁に向かう地下道の壁沿いのへこんだエリア、通行人を避けてホームレスの人たちがしばしば寝床をこしらえる場所に、都庁によってある日突然設置された、「芸術的オブジェ」と称する物体です。しかし、今や我々にはそのメッセージは明確である、と言うべきではないでしょうか。しかし、今日したいのはその話ではありません。このような規制手段のアーキテクチャと比較した場合、法という伝統的手段にはどのような特徴があるかという問題です。

まず我々は、この世界にはリスクの配分に関するデフォルトの状態が存在する、ということを確認しなければなりません。つまり誰かの行為に起因して何らかの損害が起きる場合、多くの場合は行為者とは異なる被害者がおり、その手元にまず損害が発生してしまいます。ここで発生した損害をデフォルト状態のまま放置した場合に生じるのがいわゆる泣き寝入りであり、我々の多くはそれを許容することができません。そこで故意・過失を理由として行為者に負担させる損害賠償、あるいは過失の有無を問わずとにかく損害だけは担保させるというという補償、さらに保険を通じて社会的に分散させるという形で、その再配分を行うと予想されます。これが法の事後の機能、何らかのトラブルが発生した後に発揮される役割であると考えられます。

ところで、我々の多くは知的な存在であり、自分の行為の帰結がどうなるか予測しながら行動しています。従って、特定の行為を選択した場合、そこから生じた損害に対する責任を負うことになることが予測できるならば、そのような行為を避けようとする傾向が生じると考えることができます。つまり、問題になる行為を選ばない、事故を起こさないよう注意する、あるいは最悪の場合でも損害が拡大しないように努力する、といった対応を取るでしょう。我々一人ひとりが予想能力を持ち、自己決定的な主体であることを前提とすれば、このように事後の責任追及を予告することを通じて、帰結を予測

し、損害発生を回避する義務を関係する当事者たちに割り当てることができます。これが法の事前の機能、すなわち何らかのトラブルを発生させないための役割だ、と考えることができます。このようにして、事後規制としての法は事前規制へと転化する、というのがレッシングのもう一つの重要な指摘でした。

責任を追及するという事後規制のフェイズに注目すれば、その条件としての構成要件と結果としての制裁が、法規範により結びつけられています。そしてその制裁を予期し、回避しようとする事前規制のフェイズを通じて構成要件が可能な限り満たされなくなる、実現されなくなるという関係を想定するならば、このようなループが機能することによって、我々はトラブルから遠ざけられていくことになるでしょう。ここで、重要なのはこのループが機能するための鍵となっているのが、我々の予期能力であり、結果発生を適切に予測するだけでなく、それを回避するように行動することができるという自律性、自己決定能力だということです。だからこそ我々法律家は、この観点から世界全体を大きく、人と物とに区分してきたということになるでしょう。

すなわち法律上の人とは、意思能力と行為能力を持ち、自分で判断したことを実行することのできるような自律性を備えた存在として、主体すなわち行為する側に分類されます。その典型はもちろん我々ホモ・サピエンスであり、自然人と想定されているわけですが、一方では一定の手続きを通じて意思と行為の存在を擬制することができる法人も加わってきますし、ホモ・サピエンスでありながらその意思・行為の能力に限界のある存在、典型的には未成年者や認知症患者のような人々は、その不完全性に応じた支援や監督を受けることになります。

そしてこのような主体性を認められない他全ての存在が、物へと分類されます。主体としての自律性を備えない以上、それはどこまでも他者の意思に従属する存在、客体だと想定されることになります。もちろん我々はその内部に、誰か人に占有されることを通じてその管理範囲に入り、何らかのトラブルに対してもその占有者・管理者が責任を負うべきことが定められているような物と、誰も責任を負うことのない物としての自然を区別することができます。前者の典型例はたとえばペットであり、その管理不行き届きから他人に損害を負わせた場合、飼い主の責任を追及することはできます。しかし火山のような自然に対してはそうではない。我々にできるのはただ祈ることだけだと、そういうわけですね。

意思する能力と自由がある主体としての人と、そうでない物を分けることによって、債権と物権という馴染み深い分類も成り立っています。つまり、債権とは主体たる人同士の関係であり、自由な個人が自らの約束によって、自発的に一定の義務を引き受けることを基礎にしています。だから約束した範囲内でしか拘束力がない、相対的なものとされるのに対して、人と物との関係である物権においては、そのような対等な合意を観念することができません。それは、あくまでも人から物への一方的な、絶対的な支配

関係であり、合意によらないから法律の規定に基づいて設定するしかない、ということになるでしょう。我々が自由な主体だからこそ「合意は拘束する *pacta sunt servanda*」という考え方、契約が成立する背景にあるのは両当事者とその意思が合致することだけなのだ、というのが近代的な民法の理念であり、だからこそ契約自由の原則と言われるように、国家は原則としてその内容に介入しない、当事者の自律的な意思を尊重する、という原理が成立してきたのだと、そういうことになるでしょう。

また、それを踏まえて社会全体においても他者危害原理、すなわちジョン・スチュアート・ミルが提唱したように、国家が強制力によってある行為を禁止し得るのはそれが他者に危害を生じさせる場合に限られる、という原則が尊重されてきた、リベラル・デモクラシーの基礎をなすものとして捉えられてきたという関係を想定することができます。その含意は、大きく2点あり、他者に一定の影響を及ぼすようなものであっても、それが危害に達しない場合には規制の根拠にならないし、典型的には自殺のように、自己にのみ危害を生じさせる行為は規制の対象にならないということです。ミルの場合、その背景にあったのは、多数者の専制への危惧でした。つまり民主政という仕組みはどこまでも多数決による統治であり、それは少数者に対して、その意に沿わない強制が行われるということに他なりません。あらゆる強制が多数決によって可能になるならば、それはすなわち多数派の道德意識や倫理観がそれに同意しない少数派に押し付けられること、たとえば異性愛者が正常だと考える行為規範を逸脱した LGBT のような人々が弾圧される結果を招くことになるでしょう。デモクラシーが必然的に多数者支配であり、だからこそその正当性が認められるようなものであるからこそ、我々はその射程を制限し、少数派の自由や人権を守る別の理念を掲げなくてはならないということになるわけです。

ところで、なぜ強制を排除する必要があるのでしょうか。各自の自己決定を保護する必要があるのでしょうか。その根拠となっていたのは幸福の多様性である、と考えることができます。幸福のあり方は人によって異なり、それがどのようなものであって実現するためには何が必要なのかを最もよく知っているのは、本人であるに違いない。だからこそ可能な限り本人に選択を委ね、他者の選択を妨害しない限りはその自由に任せるべきである。つまり、ここで想定されているのは自由の最大化が幸福の最大化に結びついているという、自由と幸福のマリアージュです。

しかし、本当にそうなのでしょうか。先ほど登場したキャス・サンスティーンは、現実の我々の行動がヒューリスティックと呼ばれるさまざまな手抜き、たとえば現状の傾向がそのまま続くと無根拠に思い込んだり、選択すること自体の負担を回避するためにデフォルト、つまり既定の選択肢をそのまま選んでしまったりといったようなバイアスに大きく依存していることを指摘し、経済学者で 2017 年にノーベル賞を受賞したリチャード・セイラーとともに、「ナッジ」という解決策を提唱しました。

その話はもう少し後でもう一度思い出すことにして、しかし重要なのは先に示したような事後規制が事前規制へと転化していくループが無条件に機能するものではないこと、むしろ構成要件が明確であってそれぞれの主体にとって了解可能であるとか、それを前提として特定の行動を回避しようとした場合にもその現実的な可能性があること、つまり典型的には自発的に死を選べというように不可能を要求していないこと、といった前提に依存しているということでしょう。問題は複雑化を続ける現代社会において、これらが危機に瀕していること、自分の行為の帰結を予測してそれを回避することが、ますます困難になっていることだと考えることができるでしょう。自分自身で行為をコントロールし、自分にとっての幸福を実現することができないとすれば、我々はどうしたらいいのでしょうか。最近登場しつつあるさまざまな構想を、この問題に対する解決の試みとして理解することができるでしょう。

その一つ目は、「先取りとしての代表 (representation)」、我々の選んだ当事者に選択を委ね、我々の欲望のあり方を先取りして実現してもらうという方法です。たとえば、日本国憲法 43 条は国会議員を「国民の代表」と位置付けています。逆に言えば議員は、有権者の代理人 (agent) ではありません。私が学生さんに「教室の後ろのドアを閉めてください」と頼むときのように行為の内容を指示しその実現だけを他者に委ねることが命令委任であり、ここで頼まれる側が代理人ということになりますが、国会議員はそうではない。選挙におけるいわゆる「公約」は、議員になったらこのようにしたいという希望であるとか、現在の思いの表現であり、その遵守が強制されるような契約や約束ではありません。全国民の代表ですから、現実にはどこか特定の選挙区から選ばれるとしても、選ばれた瞬間に理念的にはその結びつきが解かれ、すべての国民のことを平等に配慮することが期待されているわけです。選ばれたときとは異なる前提・異なる状況において、議員本人が考える国民全体にとっての最善の解決を実現するよう努力することが求められており、少なくとも次の選挙までは託された権限を自由に活用することが認められている。このような関係を自由委任と言います。

つまり、そこでは国民の意思を先取りすることが認められ期待されている。ヨーロッパ各国で死刑が廃止されていったとき、世論調査によれば、国民の多数はそれに反対していたことが知られています。しかし実現した暁には国民はこれを評価するであろうと考えた、自分の判断が国民の持つであろう意思を先取りしていることに賭けた政治家たちが、世論の現状にかかわらずそれを実現し、そしてその賭けに勝ったということになるでしょう。現在ではむしろ死刑などというものはない方が当然だ、とヨーロッパの多くの市民は考えているように見えます。

しかし、それが予測に基づく賭けでしかない以上は、失敗の可能性、誤った先取りが生じるリスクが存在するということにもなります。政治家本人は国民の意識を正しく予測しているつもりでも、実はそこに彼自身の利害関係が入り込んでしまう、混ざり込ん

でしまう可能性もないとは言えません。職業として、国民を代表する政治家が自分自身の利害を持つことによる「双方代理」の危険性がそこからは拭えないということになるはずです。政治の場合には、だからこそ「選挙」という自己評価の機会が設定されているのだということになるでしょう。本当に先取りが成功していたのかを評価し、失敗とされた場合には首をすげ替える。そのことを予測するからこそ、自己決定的な主体である政治家には国民の期待を裏切らないよう行動することが期待できる、と考えることもできます。

そして問題は、現在我々の要求を先取りして実現しようとしているさまざまな IT サービス事業者、典型的には GAFA と呼ばれるような巨大企業に、そのような事後評価の可能性は担保されているのかということになるわけです。国家や政治については、それが現実にもどれだけ機能しているかという疑問があるにせよ、少なくとも形式的には我々による選択と評価の機会が確保されています。それがあからこそ、我々自身の運命を左右する権限を託すことができる、それができる正統性（legitimacy）が認められるのだとも言えるでしょう。

では IT 企業はどうなのか。彼らが責任を負っているのは株主に対してであり、彼らの影響を受ける利用者に対してではない。これが「プログラム」というアーキテクチャを通じた権力の危険性を指摘した、レッシング以来の疑問だということになるでしょう。

だからこそと言うべきか、別の選択肢を提示しているのがサンスティーンでした。彼は我々個人の自己決定がすでに環境の影響を受けていることを逆用し、そこで本人の利益が実現する方向へと環境を操作する役割を、国家・政府が果たすことを提唱します。操作を加えるのだが、望ましくない行動、本人の利益にならない行動も選択できないわけではなく、ただ選びにくくする。そうすれば利益を実現させるためのパターンリスティックな干渉と、自由の最大化としてのリバタリアニズムを両立させることができるのではないかというのですね。このレベルの干渉を「ナッジ」、「相手を柔らかく押しやるもの」と位置づけたのです。

たとえば今、マクドナルドのことを考えてください。メインのハンバーガーにセットのサイドメニューがついてきます。それが何も言わなければフライドポテトで、特に注文すればサラダに変わるときとその逆、あるいは、ポテトとサラダから明示的にどちらかを選ばなければならないときとでは、サラダを選ぶ人の割合が違ってくるでしょう。もし野菜の摂取量を増やすことがそれぞれの人の幸福実現につながるなら、デフォルトをサラダにして人々が気づかぬうちに、あるいはぼーっとしているだけでも本人の利益が実現するような環境を作り出すべきなのではないか。そうしたとしても、あえてポテトを選ぶ可能性が失われるわけではないのだから、彼の自由を制限したことにはならないだろうと、こういうわけです。

さらにサンスティーンは、このデフォルトを個々人の嗜好に応じて設定することを考

えます。たとえば私が駅の自動販売機でいつもコーヒーを買っているのであれば、私が近づいただけでコーヒーを買うという選択肢が表示されるようにすればいいのではないかというわけですね。もちろんこれはサンスティーン自身が危惧した「共鳴室」の発生、選好の自己強化を促進することになるのではないかと、人々を一定の選択へと閉じ込めていくのではないかと、聞いた人は誰もが思うはずです。

この疑問に対してサンスティーンが用意しているのが「セレンディピティ・アーキテクチャ」、つまり偶然の出会いを演出する意図的なアルゴリズムの導入です。書店の店頭を歩いているときにたまたま素敵な本に出会うように、ネット書店のオススメ機能に人為的なノイズをのせてあげればよいというのです。もちろん我々は、それが本当の素敵な出会いなのかと疑うことになるでしょう。しかし、それ以上に問題になるのは、そのようなアルゴリズムの中立性や信頼性、その演出を含めた選択が適切なものであることを、誰がどう保証できるのかということではないでしょうか。

先ほども出てきた話ですけれども、たとえば現在の中国では「個人信用スコア」というサービスが急速に発展しつつあります。個々人が社会的にどのように信用に値するかをさまざまなデータをもとに算出し、可視化するシステムで、たとえばこれまでの契約履歴や学歴・財産といったデータから「あなたの信用度は 612 点です」と計算されるわけです。このスコアが高ければたとえばホテルに泊まるときのデポジットが免除されるとか、外国へのビザ申請が容易になるといったさまざまな社会的メリットが得られること、どうすればこのスコアが上がるのかということがシステム上もサジェストされることから、そのような行動、つまり借りたものは返すとか買ったものの代金はすばやく払うといったように、「信用できる人間」として扱われるようになる行動へと人々が動機付けられ、自発的にその実現を目指すようになっていきます。中国の人自らの表現で私が言っているわけではありませんが、まさに「デジタル神様は見ている」。その視線を意識することによって人々が自発的に善の実現を目指すようになり、実際に成功した人が報われる社会が到来しようとしているわけです。

その何がいけないのでしょうか。頑張った人が報われる社会を我々は正しいものだと考えるでしょう。人々が自発的に提供した情報に基づいて、その社会の内部においては利便性の高い生活が実現するようにもなっています。つまり長距離列車に乗るために駅に行けば、身分証を端末にかざすだけで荷物を運ぶカートを借りることができ、乗り場が案内され、購入したいだろうお土産の売り場や人気商品の情報が表示されます。まさにパーティ君が言うような、快適・安楽、そして愉快そのものではないでしょうか。いやそうはいかないのだ、そこにあるのは「デジタル・レーニン主義」なのだと指摘したのが、ドイツの政治学者セバスティアン・ハイルマンです。

18～19 世紀イギリスの哲学者ジェレミー・ベンサムは、監視を通じて自己決定的な個人を生み出すことを考えました。「パノプティコン」と呼ばれる一望監視装置、中央の塔

にいる看守が自分を見張っているはずなのですが、いつどのように見ているかが周囲の独房にいる囚人には分からないという状況の中で、囚人は見られているとしたら、見られているとしても許される行動の範囲と自己抑制を学ぶでしょう。制裁を予期して、それを回避しようとするこのループこそ、法の基礎に他ならないことはすでに確認した通りです。このような制裁の存在が十分に意識されていない社会、行為の帰結がはっきりとは見えない社会を改善していくために構想されたのが個人信用スコアであり、「デジタル神様」なのだということができるでしょう。

しかし我々は、ベンサムが監視者に対する監視の重要性を強調していたことを忘れるべきではありません。服従する我々を作り出す看守が正しくない振る舞いに及んだらどうするのか。それを阻止するためには、看守自身に対する監視としての「世論法廷」(public opinion tribunal) が機能すること、我々自身が統治者を監視し、必要があれば交代させる制度が必要だとベンサムは考えていたのです。それは国家がその領域内における唯一で特権的なサービスの提供者であり、市場による評価へと委ねることができないからでした。

先ほどの例で、鍵として身分証が出てきたことに注意してください。中国では飛行機や長距離鉄道の切符を買うためには政府の発行した身分証が必要であり、実際に利用する際にもそれを通じて本人確認されています。政府の機能によって個人の同一性がきちんと保障されているからこそ、利便性の高いサービスが可能になっていると考えることができるでしょう。個人信用スコアも、国家による ID を横口として「社会信用システム」という唯一の特権的なサービスへと結合することが構想されています。そこでは、個人信用スコアの基礎になったような行動履歴を通じて危険な行動や人物を捕捉し、治安維持へと活用することが目指されているのですが、当然ながら我々はそのシステムが悪用されれば、容易に社会的排除が生じることを懸念しないわけにはいかないでしょう。

念のために言えば、これは中国政府が現にしていること、現在行なっている統治の評価に関する言及ではありません。しかし周知の通り、そこには一般的な意味における複数政党制や自由選挙が存在せず、統治者に対する事後評価を通じて交代を迫る仕組みもありません。そこにあるのは監視されることのない監視者、権力が国民の欲求を先取りしていると称して統治を行うのだが、それが評価されることはないという「反転可能性」を欠いたシステムなのです。事後評価を通じたコントロールが実質的に機能していない場合、国家による配慮だったはずのものが一方的な統治としての「デジタル・レーニン主義」にいとまやすく転化してしまうという危険性を意識するならば、この解決を手放しで礼賛するわけにはいかないということになるでしょう。

だからこそ、すべての個人が自分の信じる価値の実現やその基礎となる個人情報のコントロールを意図的に行うべきなのだという理想を、この5月に施行された EU の一般データ保護規則 (GDPR) から読み取ることができるでしょう。たとえば、その 20 条は

データポータビリティを権利として規定し、サービス間の移動可能性を実質的に保障し、市場を通じたコントロールを実効的なものとすることを意図して、自分が利用したいサービスへと自分のデータを移す自由を保障しようとしています。

しかし正確に言えば、そこで確実に守られているのは、個人データをその管理者、典型的には IT サービス事業者から受け取ること・取り戻すことだけです。たとえば、メールで言えば宛先やタイトル、本文といった基本的な情報であれば、受け取って他のサービスへと移動させることができるでしょうが、Gmail が独自に提供しているタグのような情報を移すことは保障されていません。事業者から事業者へと直接にデータを移転させることやその受け入れも義務ではありません。自由はあるのだが、それが実現するかどうかは分からない。自律を強制するのだが、その結果が幸福に結びつくは分からない、ということになってしまうのではないのでしょうか。

そもそも社会と制度が複雑化・高速化し、そこで流通する情報の量も爆発的に増大し、それに対して我々の理解力や判断能力が追いつかず相対的に無力化しているからこそ、問題だったわけです。だからこそ企業や国がそこに介入し、我々の現実的な判断能力が及ばない場合でも、本来なら望むだろうことが実現するように配慮してあげようというのが、企業による代表と政府への信頼という二つのソリューションでした。それが結論的には一定の効果をあげつつも、「評価」という事後の側面が弱いことによって個人の自律性を損なうことが問題とされているとき、自律的選択を単に強制するだけでは結果の適切性が保障できないことになってしまう。つまり自由と幸福の両立という課題に対しては、三つのモデルとも問題を抱えているということになるでしょう。

しかし、ここで言われた問題、つまり自由と幸福の両立は本当に不可能なのか、両立を阻害しているものは何かを再検討したならば、もう一つの可能性が考えられるのではないのでしょうか。つまり、個々人の持っている能力を再度強化し、現代社会の複雑性に対応できるようにするというのがそれです。もちろんただちに、そんなことができるのかという反応を受けることになるでしょう。しかし、そこで言う「個人」の概念を再検討することによって、もう一度考え直すことができるのではないか、「個人」とは私のこの肉体だけのことをただちに意味するわけではなく、第三者によるサポート、あるいはより明確に言えば、AI や情報技術によるサポートを受けた存在として理解することができるのではないか、と言いたいわけです。

ご記憶の方も多くないだろうと思いますが、インターネット上の Web サービスの黎明期、数々登場した検索エンジンの一つは Ask Jeeves、「ジーヴズに尋ねる」と名付けられていました。そこで想定されたような電子的ジーヴズ、私より有能で私の幸福に配慮してくれる存在が現れ、誰か他の人の手によってではなく私自身によって支配されているのであれば、それは強化された自己決定、AI に支援された自己決定と考えることができるのではないのでしょうか。

そこに至る伏線として、三つの要素を指摘することができます。第一に現実的な必要性。現在いわゆる約款法理の終焉が予想されるようになっていきます。先に確認したように、両当事者の意思の一致によって構成されるのが近代的な理念としての契約ですが、現実的には多数の顧客を一般的に処理する定型契約が広く使われるようになっていきます。その背景は明白で、事業者の観点から見た場合、顧客それぞれが持つ需要を詳細にチェックしてそれに応じた条件を設定することは、情報の収集・処理のコストから考えて、非現実的だからでした。そこに現実的な交渉や双方の意思の一致など存在しない、我々は定型化された事実としての行為として理解しているのであり、意思の合致は不十分なものでしかない。だからこそ、そこで合意したとされる契約、定型契約としての約款の内容には本来の契約ほど強い拘束力を認めることができないというのが消費者保護法制の一つの正当化理由です。当事者が十分にコントロールできないから、いわゆる業法、保険業法や鉄道営業法といったもので、その内容を直接的に規律するのだと、そういうことですね。

しかし現在、ビッグデータと AI の発展によって、この前提が大きく変わりつつあります。たとえば保険事業者の観点からは、個々の契約者の状況をビッグデータを通じて分析し、そのリスクに応じて契約条件を個別にカスタマイズする可能性が展望されている。そして、そのような個別化された契約が登場するならば、それは約款ではなく、約款法理によって消費者を救済することもできないということになる可能性があります。いわば、契約自体は個別具体的な当事者の意思の合致という古典的なモデルへと回帰することになるわけですが、問題はその内容を理解して、評価する能力を特に消費者の側が持つだろうかという点にあるわけです。

想定している状況や描写に使っている言葉は違うかもしれませんが、これが今日の午後にも登壇される中川裕志先生の懸念している問題であり、その解決策としては AI エージェントの活用しかないだろう、私の選好を反映し、意思決定を支援してくれるような AI を私が使うしかないだろう、と主張されています。まず現実的な問題として、そちらにしか解決策はないというのが第一のポイントです。

第二に、そもそも善かれ悪しかれ「個人」とは個々の人間のことでありませんでした。しばしば男性稼ぎ主モデル（male breadwinner model）と批判的に表現されるのですが、近代の法システムがその構成単位である「人」と想定してきたのは、成熟して十分な判断能力を持ち自己の過ちに対して責任を負うために十分な財産を持った有産市民に他なりません。だからこそ能力の面で問題のある女・子供と位置付けられた人々は、家長すなわち家の代表者の保護とか監督の対象として家庭内に閉じ込められてきたわけです。

もちろん、我々は女性だから能力が低いなどとは言えないことを当然に理解しています。それを理由とした不当な支配から女性が解放してきたことは進歩として受け止める

べきでしょう。しかし戦後日本の代表的家庭が、成人男性が外で働いてくる収入に依存しつつ、家計を典型とする家庭の運営権限は妻＝女性が握っていたように、男性稼ぎ主モデルには家庭を単位とする社会関係を成り立たせるための分業の体系、稼得能力において女性が男性に依存し、生活能力においてはその逆という相互依存の面もあります。だとすれば、そこで成立した「個人」、対外的には家長によって代表されているものは実のところ家庭という法人であり、法的に構成された存在だということになるでしょう。言い換えれば、「個人」という法的概念と人間個体のあいだには当初から距離があったのです。だとすれば今や AI に支援された人間を一つの家庭として、法的な人格としての個人の単位だと考えることに問題はあるのでしょうか。

それを支えるのが第三の要素、すなわちジーヴズを主人の幸福へと正しく動機づけるものは何かという問題です。すでに指摘したとおり、典型的には企業による先取りには双方代理の問題があることによって、動機の確実性に疑問を抱かざるを得ないのでした。これに対しジーヴズがバーティ君の幸福実現を正しく目指す理由は、ジーヴズの地位がバーティ君の承認にかかっており、バーティ君の生活や収入に依存している点にあります。これを保障することができれば、主人の幸福を目指す支援者の存在を確実なものにすることができるでしょう。そこで我ら一人一人の人間は、直接に自己の幸福を目指して行為する存在というよりは、AI を正しく管理し利用することを通じてその実現を目指す経営者、アクターからマネージャーとしての存在に変化していくのではないのでしょうか。

我々はどうの昔に記憶を外物化することを選んでいます。メモや記録、さらにはその基礎となっている文字によって脳内から情報を追い出し、媒体に委ねてきました。これによる我々の記憶力の減退を嘆く声に我々があまり本気で取り合うことはありません。肉体の外部にある記録を利用したのであれ、決めるのは私だ、我々の自己決定だ、と考えているように思います。だとすれば次の段階として、注意力を外物化することに我々は問題を感じるのでしょうか。たとえば倫理的な消費、フェアトレードの実践であるとか社会問題を発生させた企業の商品を買わないという意味を、我々が持ったとしましょう。しばしば我々が直面するのは、しかしこの私の貧弱な記憶力は自分が気にしたいことの全てを覚えておくことができず、覚えていたとしても必要なときにそれに注意することができないかもしれないということです。やがて企業のスキャンダルは忘れ去られ、我々は何事もなかったかのように再びその商品を買いはじめ、そして倫理的な消費は失敗することになるでしょう。

ここでたとえば AI が拡張現実を通じて我々を支援し、コンビニで手に取った商品が問題の企業、私自身がその商品を買わないことにした会社の生産品であるということに注意を喚起してくれたとして、それが私の自己決定を阻害しているとか、そういうことになるのでしょうか。場合によっては私はその注意に従い、商品を買わないことにするでし

よう。別の場合には、止むを得ず買うことにするかもしれません。どちらにせよ決めているのは私だ、と我々は自信を持って言えるのではないのでしょうか。さらにそのような注意喚起の基礎となる私の選択が明示的な意思表示だけでなく、これまでに私自身がしてきた選択の中に潜んでいるもの、あるいは私自身も明確には意識していない傾向によるものだったとしましょう。それを感じ取った AI がそれに基づいた示唆をしてくれるとして、その内容を確認し、調整する実質的な機会が我々に保障されているとすれば、それはなお私自身の決定だと言えるのではないのでしょうか。

ここに機械との共生を実現した新たな個人のあり方が展望されるのではないかというのが、ここでの結論になります。そこにおいて我々人間は能動的な選択それ自体ではなく、決定過程のマネジメントやガバナンスを通じて、自分自身の幸福の実現を目指すようになるでしょう。もちろん、このガバナンスの健全性を保障する仕組みが問題になるということを否定する気はありません。全ての人が AI エージェントを自分で開発するというのは非現実的ですから、誰か、あるいはどこかの企業が提供したエージェントを利用することになる。だとすれば、その管理が必要になる事は間違いありません。しかし、そこで個々人が管理すべき内容は自分のエージェントの動作という限定的な範囲でしょうし、企業あるいは国家と個人のような大きな力関係の格差があるわけでもありません。多くの人がたとえば企業の管理職としてマネジメントの経験を実際に積んでいることを考えれば、それを実現するための伝統的な方法論を応用する可能性もあるでしょう。いずれにせよそこでの課題はもちろん存在するが、他のものよりは解決できそうだとと言えるのではないのでしょうか。

自ら決定する行為者から、AI を内部に含めた共生関係の中心へと変化していく可能性が、AI 技術文明の姿に対応した人間の可能性の一つとして想定できるのではないかということを結論として、私からの報告を終わらせていただきたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

自律・代理・信頼

権限と責任の分配に関する制度

大屋雄裕

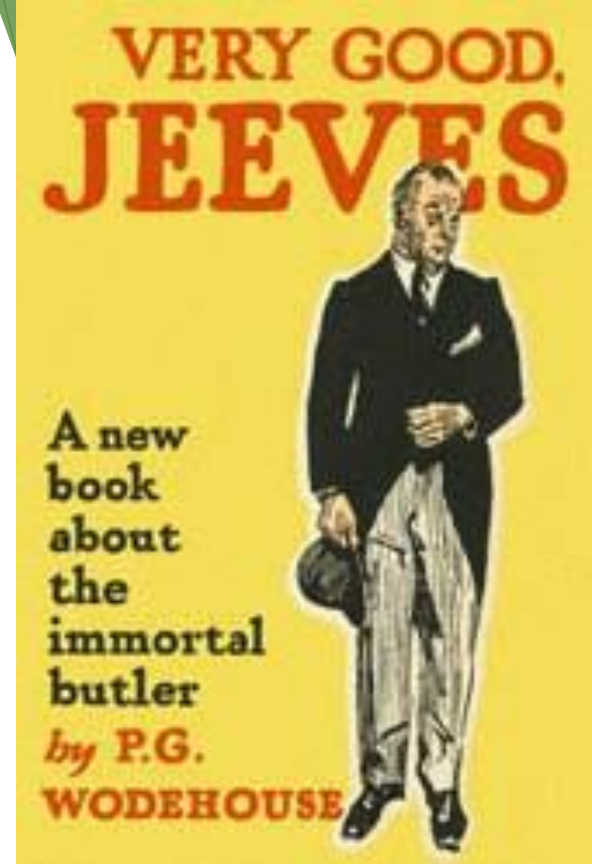
慶應義塾大学 法学部



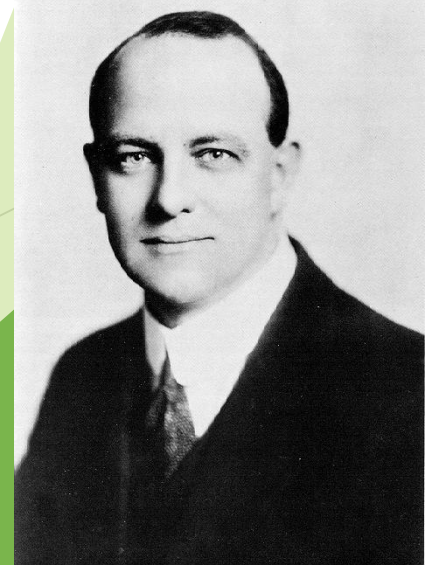
Keio University

ジーヴズの事件簿

ジーヴズはいつもの紅茶のカップをベッド脇のテーブルにそっと置き、僕は目覚めの一口を味わった。今朝もやっぱり完璧だ。（……）
ジーヴズは、テレパシーか何かで僕の目覚めが分かるらしい。
僕が目覚めてちょうど二分後に、紅茶のカップを手にしてすーっと入ってくる。



- ▶ バーティ・ウースター君の従僕
 - ▶ P.G. ウッドハウス「バーティとジーヴズ」シリーズ
 - ▶ eg. 岩永正勝・小山太一訳『ジーヴズの事件簿』（文藝春秋）



P.G. Wodehouse (1881-1975)

欲求の先取り

- ▶ 本来の欲求の先取りした実現
 - ▶ 自己決定の促進.....ではなく
 - ▶ eg. バーティ君の詐欺被害防止

「それなのに、おい」僕は動転して言った。
「ぼくに教えることだってできたじゃないか」
「それよりも、コートを着せ掛けるときに私がそっと
ポケットからケースを抜き取ったほうが、
大騒動や後の面倒を避けられると判断いたしました。
これがそれです」



先取られる欲求の幸福

快適、安楽、そして愉快だ。
だってそうだろう。
時計を見ながら、おまえが飲み物を持ってくるのが
遅れるんじゃないかと思っていると、
一分たがわずやってきて、
いつものテーブルに置いて出ていく。
次の晩もやってきて置いて出ていく、
そのまた次の晩も――
何の心配もない安らかな気持ちさ。まったく和むね！
そう、和むというのがぴったりだ。

僕はちょっと考えた。どうも金縛りにされそうな気がする。
ここで降参すれば、僕もあの哀れなオーブリー・ファザギルみたいになって、
自分の魂を自分のものとは呼べなくなってしまうだろう。
もっとも、この男は稀有の頭脳の持ち主だから、
僕に代わっていっさいの考え事をやらせたらこんな楽なことはない。
僕は決めた。

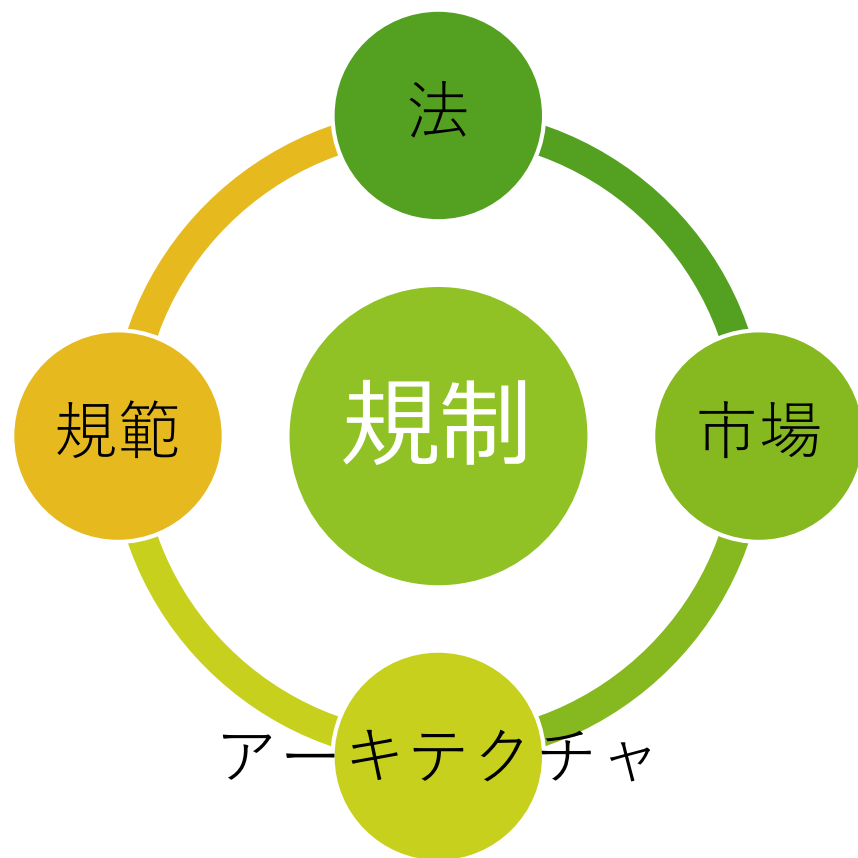


ITサービスと先取られる欲求

- ▶ Amazon.comの「おすすめ」
 - ▶ 過去の欲求の延長としてのあるべき欲求
- ▶ ニュースアプリの表示順序
 - ▶ 情報選択の環境を規定
 - ▶ 規定の選好への反映
 - ▶ 自己強化的なサイクル＝共鳴室 echo chamber
 - ▶ 読みたいもの？ 読ませたいもの？
 - ▶ フェイクニュース問題



規制手段のモード論



中部国際空港
仁川国際空港



Lawrence Lessig
CODE and other
Laws of Cyberspace
(Basic Books, 1999)

アーキテクチャの権力

- ▶ 社会生活の「つくられた環境」
 - ▶ 自己決定の前提である環境自体の操作
- ▶ eg. ホームレスを寝させないためには？
 - ▶ 法 刑事規制の導入、刑罰による抑止
 - ▶ 規範 説得と共同体的制裁
 - ▶ 市場 代替財の価格引き下げ
 - ▶ アーキテクチャ



リスク配分とその機能

- ▶ デフォルト値.....「泣き寝入り」＝発生した損害が放置される状態
 - ▶ 避けるには → 社会的な**損害の再配分**（事後の機能）
 - ▶ eg. 損害賠償、補償、保険
- ▶ 予期的行為者としての人間
 - ▶ 責任の発生を予測 → 当該行為を回避
 - ▶ 問題行動の発生・損害の抑止.....**義務の配分**（事前の機能）



事後規制の事前規制への転化

Lessig (1999)・大屋(2007)

事後規制の事前規制への転化



▶ 鍵としての予期

- ▶ 結果を適切に予測する能力
- ▶ 結果発生を回避する能力
 - ▶ 自律性・自己決定能力

人と物の世界

- ▶ 人.....意思能力・行為能力 → 自律性 = 主体
 - ▶ 自然人.....ヒト
 - ▶ 不完全な意思能力・行為能力.....未成年者、成年被後見人 etc.
 - ▶ 法人.....企業・団体 etc.
 - ▶ 意思と行為を擬制により想定できる存在
- ▶ 物.....意思の対象 = 客体
 - ▶ 人に占有された物.....占有者の注意義務 → 責任の根拠
 - ▶ それ以外の物.....自然、誰も責任を負っていないもの



債権と物権

債 権

- 人同士の関係
対応＝債務
- 相対的支配
- 約束（契約）により発生



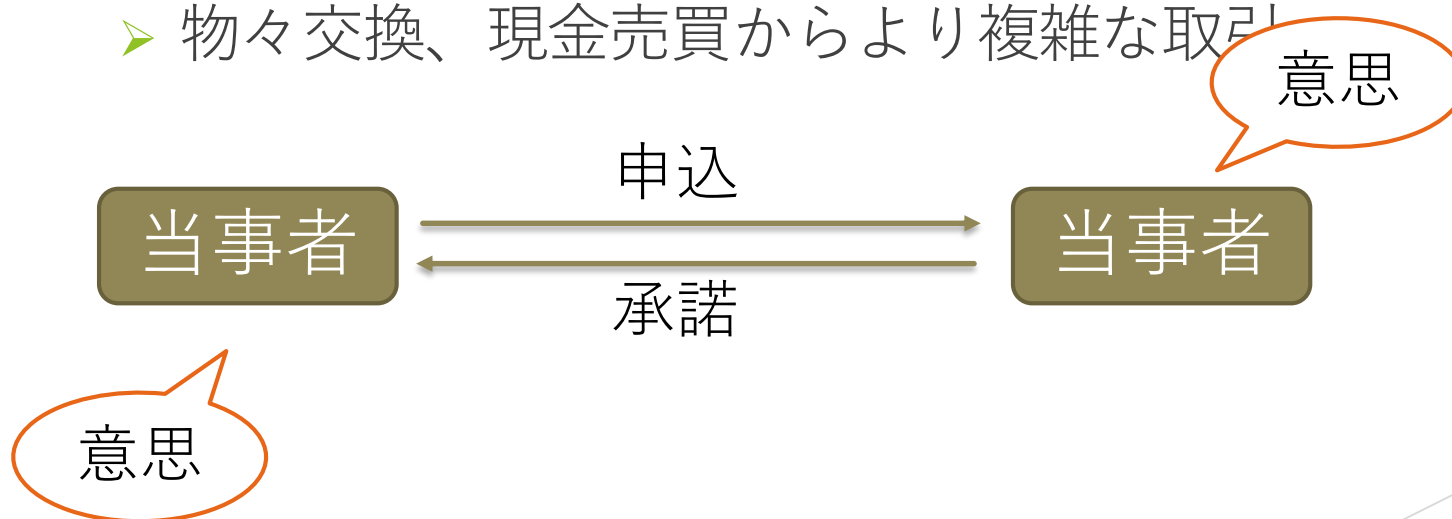
物 権

- 人から物への関係
対応＝なし
- 絶対的支配
- 法の規定により発生



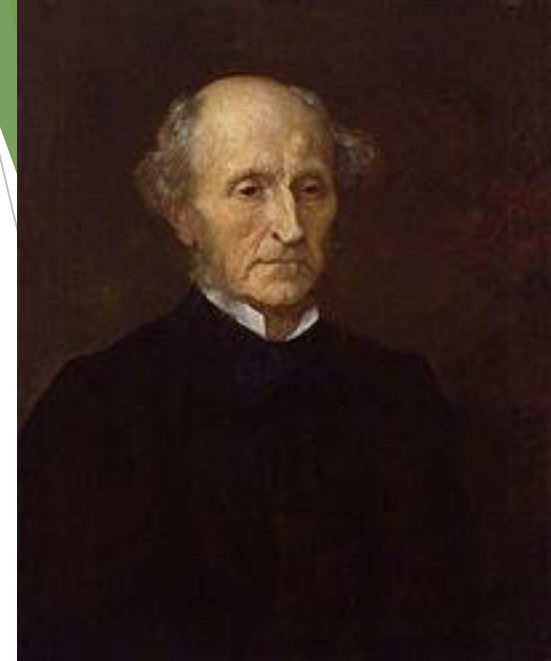
民法における自律

- 意思の合致による自発的な権利（債権）＝義務（債務）の交換
 - pacta sunt servanda 合意は拘束する
- 平等かつ自由な主体を前提
 - 物々交換、現金売買からより複雑な取引



他者危害原理 (J.S.ミル)

- 政府による介入の限界＝他者への危害の防止
 - 危害に至らない影響の除外
 - eg. ニューサンス（騒音・振動・悪臭など）
 - 自己に対する危害の除外
 - eg. 自殺、飲酒・喫煙、不道德な行為……
- ∴ 政府＝多数決 → 多数派の道德観が強制される危険性（多数者の専政）



John Stuart Mill
(1806-73)

自由と幸福のマリアージュ

- ▶ 幸福のあり方は人により異なる
- ▶ 自分にとっての幸福を理解し、もっともよく配慮できるのは自分
 - ▶ ∴ 他者の選択を妨害しない限り、各自に委ねるべき
 - ▶ 自由の最大化 = 幸福の最大化
- ▶ 現実には.....ヒューリスティック
 - ▶ 継続性への信頼
 - ▶ 無作為の選択の偏り
 - ▶ 選択する負担の回避

本当に？



事後規制の事前規制への転化

明確であること

構成要件

可能であること

回避

事後規制

事前規制

制裁

予期

「合法性」 (legality) 概念の
再読

cf. Lon L. Fuller, *The Morality of Law*, 1964.

モデル①

先取りとしての代表 representation

両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
(憲法43条1項)

- ▶ not 命令委任 but 自由委任
 - ▶ 選挙による負託 → 自由な権限行使（少なくとも次の選挙まで）
 - ▶ 議員は選挙区・有権者の代理人ではない
- ▶ 国民の意思の先取りとしての政治
 - ▶ eg. ヨーロッパにおける死刑廃止（と当時の民意の反発）
 - ▶ 「国民はこれを評価するであろう」という賭け



先取りの正当性？

- ▶ 誤った先取り = 予測
- ▶ 有権者の利害と政治家個人の利害の混同？（双方代理の危険）
 - ▶ 選挙という事後評価 = 継続可能性審査
 - ▶ 説明責任 **accountability**

ITサービスの事後評価？

- ▶ サービス提供者と民主的正統性 **legitimacy**
 - ▶ レッシング以来の疑問
 - ▶ 市場競争による評価？.....寡占・独占の問題

モデル② 政府への信頼

- ▶ ヒューリスティック = 自己決定がすでに環境の影響を受けている
↓
- ▶ 逆用：本人の利益を実現するための干渉

パターンリズム

- ▶ 本人が望むならそれ以外の選択肢を選べる（自由の保障）

リバタリアニズム

ナッジ = やわらかな干渉



Cass R. Sunstein
(1954-)

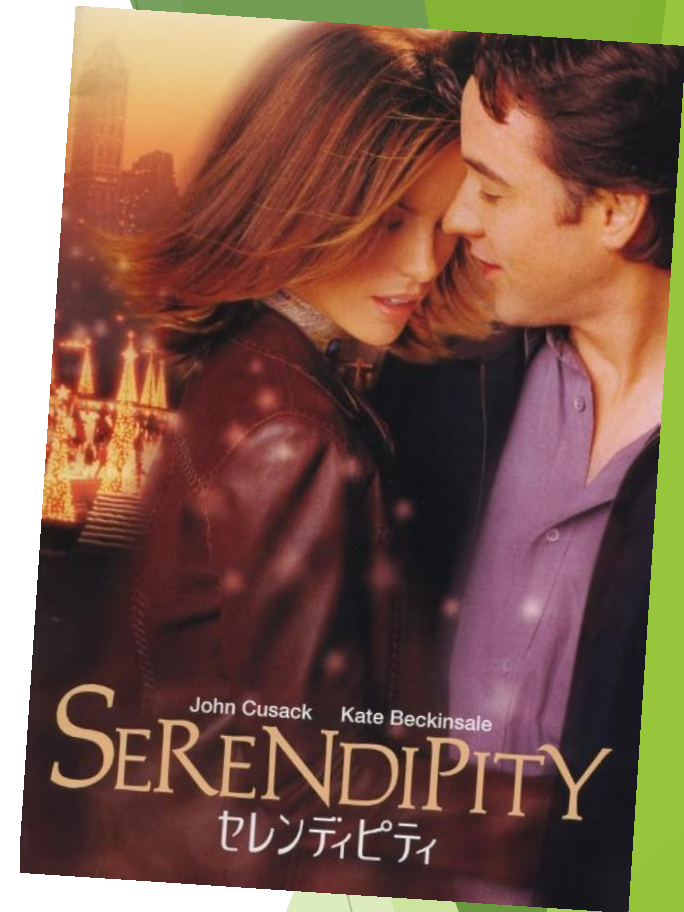
ナッジの実例

- ▶ eg.1：ファーストフードのセットメニュー
 - ▶ ポテトがデフォルト（サラダに変更可能）
 - ▶ ポテト・サラダから自由を選ぶ
 - ▶ サラダがデフォルト（ポテトに変更可能）
- ▶ eg.2：カフェテリア方式の食堂
 - ▶ 取りやすい場所・入口に近い位置に
 - ▶ サラダやフルーツを配置
 - ▶ 揚げ物やポテトチップスを配置



ナッジの発展

- ▶ より弾力的なコントロール
 - ▶ 個別化されたデフォルト・ルール（パーソナルデータ活用）
 - ▶ echo chamberの発生？
 - ▶ プライバシー問題？
- ▶ セレンディピティ・アーキテクチャ
 - ▶ 偶然の出会いの意図的な演出
 - ▶ 人為的なノイズの追加
 - ▶ アルゴリズムの信頼性・中立性？



デジタル神様が見ている

- ▶ スコア向上のためのサジェスチョン
 - ▶ システム的なもの／ソーシャル・ハッキング
 - ▶ 遵守行動への動機付け
 - ▶ 問題行動の回避、善行、自発的な情報提供
- ▶ やましいことはなにもない **nothing to hide**
 - ▶ 善行への動機付け・ポジティブな情報の提供
 - ▶ 自発的な行為・同意による取得



国家による快適な監視

- ▶ よい人・よい行為をする人により取扱いが保障される
- ▶ 欲求充足が効率よく実現される

長距離移動のために駅に行ったとしよう。
荷物を載せるためのカートに身分証をかざせば自動的に利用料が決済され、
乗るべき列車の発車番線がどこでどちらに移動すればいいのかが、
カートの液晶画面に表示される。
途中のどこに土産物店があり、何がおすすめであるのかが、
これまでの購買履歴によってサジェストされる……

デジタル・レーニズム
(Sebastian Heilmann)



パノプティコンと普遍的監視



- ▶ 監視が自己統治する個人を生み出す
 - ▶ 規律訓練権力の二面性
 - ▶ 個人の内心における神の不在 → デジタル神様の必要性

権力が暴走したら？

- ▶ 監視者に対する監視.....世論法廷 public opinion tribunal

国家権力の不当な行使にしては、世論は唯一の牽制である。
その有益な行使のためには、世論は欠くことのできない
補完的な役割を果たしている。

デジタル・レーニズム

- ▶ 離脱不能なサービス提供者.....唯一性・特権性
 - ▶ 利便性の基礎としての身分登録 → 情報の完全な結合
 - ▶ 個人信用スコア → 「社会信用システム」への統合
 - ▶ 治安維持への活用
 - ▶ 社会的排除への展開
- ▶ 本質的特徴.....反転可能性の欠如
 - ▶ 監視されることのない監視者
 - ▶ 先取りする権力.....前衛党による指導



モデル③

自律という価値

- ▶ E U一般データ保護規則（GDPR：2018年5月25日施行）
 - ▶ 個人データに対するデータ主体の権利を確立
 - ▶ 自己コントロール＝意思に基づく自律
 - ▶ eg. データポータビリティ権（20条）
 - ▶ 個人データを管理者から受け取る／取り戻す権利
 - ▶ 他の管理者への直接移行はoptional
 - ▶ 受け入れは義務ではない

実効性？



三つのモデルの共通点



- ▶ 社会・制度の複雑化・高速化、情報量の増大
- ▶ 個人の相対的な無力化
- ↓
- ▶ 対策としてのパターンリズム（本人利益のための介入）
 - ▶ 企業・国家による結論への誘導（自律の忘却）代表・信頼
 - ▶ 自律的選択への強制（適切性の忘却）自律

問題：

自由と幸福の両立は本当に不可能なのか？
両立を阻害しているものは何か？

個人の再強化

三つの伏線

▶ ①定型契約の終焉

▶ 顧客の個別事情.....調査・反映が困難

▶ 定型的な契約条項（約款）の利用

▶ 交渉は困難、Yes/Noのみの決定

▶ 不十分な意思の合致を想定＝消費者保護

▶ ビッグデータとAIの発展

▶ 個別化された契約の提示

▶ 古典的な契約への回帰？

実質性？

貸渡約款（平成29年2月15日施行）

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社はこの約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸渡するものと
し、借受人はこの約款を受諾するものとする。なお、この約款に定めのない事項については、法令または一般
の慣習によるものとする。

2 当社は、この約款の範囲、法令、行政通達および一般の慣習に反しない範囲で特約に附することがあり
ます。特約した場合は、その特約が約款に優先するものとする。

第2章 予約

第2条（予約の申込）

借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、この約款および当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定
の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイル
ドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うこ
とができます。

2 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予
約に充てるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支
払うものとする。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければなら
ないものとする。

第4条（予約の取消等）

借受人は、当社の承諾を得て予約を取消することができます。

2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカーを貸渡契約
（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、予約を取り消されたものとする。

3 借受人の都合により予約の取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消
手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受取済の予約申込金
を借受人に返還するものとする。

4 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は受取済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社
所定の違約金を支払うものとする。

5 事故、盗難、不慮、リコール等の事由または天災その他の借受人もしくは当社のいずれの責にもよら
ない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとする。この場合、当社は受
取済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

第5条（代租レンタカー）

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーの貸出しができないときは、借受人に対し、予約
と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代租レンタカー」という）の貸出しを申し入れることができるもの
とする。

2 借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代租レン
タカーを貸渡するものとする。この場合借受人は、代租レンタカーと予約のあった条件のレンタカーのうち
、いずれか貸渡料金の低い方の料金を支払うものとする。

3 借受人が第1項の代租レンタカーの貸出しの申込みを拒絶した場合は、予約は取消されるものとする。
この場合において、貸出しすることができない理由が当社の責に帰すべき事由によるときは、第4条第4
項に準じて取扱い、当社の責に帰さない事由によるときは、第4条第5項に準じて取扱うものとする。

第6条（免責）

当社および借受人は、予約が取消され、または貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条および
第5条に定める場合を除き、相互に何ら請求をしないものとする。

第7章 予約業務の代行

借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う予約センター、旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」とい
う）において予約の申込をすることができる。この場合借受人は、代行業者に対して予約の変更または取消を
申し込むことができるものとする。

第3章 貸渡

第8条（貸渡契約の締結）

借受人は前条第2項第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、
貸渡契約を締結するものとする。ただし貸出しとができるレンタカーがない場合、または借受人もしくは
運転者が前条第1項第1項または第2項のいずれかに該当する場合は例外とする。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社の第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとする。

3 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達に基づき、貸渡費（貸渡期間）および第14条第1項
に規定する貸渡金に運転者の住所、氏名、運転免許の取得年月日と運転免許証の番号を記載したまたは運転
者の運転免許の写しを添付する義務がある。貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人または借
受人の指定する運転者（以下「運転者」という）の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその
写しの提出を求める。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社
が必要と認めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し
、当社が必要と認めた場合はその写しを提出するものとする。⑧監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交
通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自決第138号 平成7年6月13日）の2（10）（11）
をいう。⑨運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許の写し、道路交通法施行規則
第19条別添第14号の1書式の運転免許証をいいます。また道路交通法第107条の2に規定する国際運
転免許証または外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人および運転者に対し、運転免許証の他に本人の身分が確認で
きる書類の提示を求め、および提出された書類の写しをとることができます。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人または運転者に携帯電話番号等の告知を求めるものとしま
す。

6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードあるいは現金による支払を求め、ま
たはその他の支払方法を指定することができます。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結することができないものとしま
す。

- （1）貸渡するレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- （2）貸渡を希望している旨と認められるとき。
- （3）盗難、質入れ等、シッター等による被害を受けている旨と認められるとき。
- （4）チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を乗せるとき。

- （5）暴力団、暴力団関係団体の構成員もしくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者で
あると認められるとき。
- 2 借受人または運転者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することが
できるものとする。
 - （1）予約に際して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
 - （2）過去の貸出しにおいて、貸渡料金の支払を滞続した事実があるとき。
 - （3）過去の貸出しにおいて、第17条の各号の1に行為があったとき。

（4）過去の貸出し（他のレンタカー事業者による貸出しを含む）において、第18条第5項の費用の未
払いが発生したとき、または第23条第1項に規定する行為があったとき。

（5）過去の貸出しにおいて、貸渡料金は保険料前払返金により自動車保険が適用されなかった事実が
あったとき。

（6）その他当社が不適当と認めたとき。

3 前2項の場合、当社と借受人との間に既に予約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消
しについても同様とする。借受人は前条第3項に準じて予約取消手数料を支払うものとし、当社は受
取済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

第10条（貸渡契約の成立等）

貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社に貸渡料金を支払ひ、当社が借受人にレンタカー（付属品
を含む、以下同じ）を引渡したときに成立するものとする。この場合、受取済の予約申込金は貸渡料金の
一部に充当されるものとする。

2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時および借受場所で行うものとする。

第11条（貸渡料金）

貸渡料金は、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額または計算基礎を料金表に明示しま
す。（1）基本料金（2）付属品賃料（3）特別装備料（4）ワンウェイ料金（5）燃料代（6）配車引取
料（7）その他の料金
2 基本料金は、レンタカーの貸出し時において、地方運輸局運輸支局長（兵庫県において神戸商船
振興局兵庫運輸部長、沖縄県においては沖縄総合事務局運輸事務所長、以下同じ）に届け出て実施している料
金によるものとする。
3 第2項による予約を完了した後に、当社が貸渡料金を改定したときは、予約時と貸
渡時のいずれか低い方の貸渡料金を適用するものとする。

第12条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾
を受けなければならないものとする。ただし借受条件の変更によって貸渡率に支障が生ずるときは、当
社はその変更を承認しないことがあります。

第13条（点検整備および確認）

当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）および第48条（定期点検整備）に定める点検を
し、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡するものとする。
2 借受人または運転者は、前項の点検整備が実施されていることおよび別に定める点検票に基づく車体
外観および付属品を確認し、レンタカーに整備不良がないことおよび借受条件を満たしていることを確認す
るものとする。
3 当社が前項の確認によって整備不良が発見されたときは、直ちに必要な整備等を実施するものとしま
す。

第14条（貸渡料金の交付、実行等）

当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定める内容を記載した所定の貸渡証を借
受人または運転者に交付するものとする。
2 借受人または運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければなら
ないものとする。
3 借受人または運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。
4 借受人または運転者は、レンタカーを返還するときに、貸渡証を当社に返還するものとする。

第4章 使用

第15条（借受人の管理責任）

借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」とい
う）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。

第16条（日常点検整備）

借受人または運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定
める日常点検整備を実施し、必要な整備を実施しなければならぬものとする。

第17条（禁止行為）

借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。
（1）当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業または
これに準ずる目的に使用するものとする。
（2）レンタカーを所定の用途以外に使用しまたは前条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に
運転させること。
（3）レンタカーを貸し、または他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することとなる一切の行
為すること。
（4）レンタカーの自動車登録番号または車両番号等を偽造しまたは改竄し、またはレンタカーを偽造
もしくは改竄する等その現状を変更すること。
（5）当社の承諾を受けることなく、レンタカーを他者テストもしくは競技に使用したまたは他者の車引も
しくは競技に参加すること。
（6）法令または公序良俗に反してレンタカーを使用すること。
（7）当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
（8）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
（9）その他前条第1項の借受条件に違反する行為。

第18条（運転駐車場の指定等）

借受人または運転者は、レンタカーを引渡し、道路交差点に定める運転駐車をしたときは、直ちに運転駐車
した区域を確保する義務を負うものとする。但し、前項の義務と道路交差点に係る反乱防衛および道路駐車に
関する法令、保管、引取り等の義務を併用するものとする。

2 当社は、警察からレンタカーの取置駐車場の指定を受けたときは、借受人または運転者に通知し、速
やかにレンタカーを移動させ、または引き取り、レンタカーの取置期間
終了後は必ず当社の指示する場所まで運転駐車場を出頭して返戻を要するよう指示するものとし、借受人
または運転者はこれに従うものとする。なお当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当
社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 当社は前項の指示を行ったときは、借受人または運転者に対して、違反返戻の状況と返戻費用の負担者
または返戻費用の負担割合を明示するものとする。違反返戻が確認されている場合には、返戻されるまで
借受人または運転者に対して前項の指示を行うものとする。また当社は借受人または運転者に対して、取
置駐車場を返した事実および警察署等に相談し、違反返として法律上の措置により返戻する旨の当社所
定の文書（以下「返戻書」という）に自ら署名することを求め、借受人または運転者はこれに従うものと
します。

4 当社が必要と認めた場合は、当社は警察に対して自認書および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出す
る等により借受人または運転者に対する取置駐車場返に係る返戻のために必要な協力を行うほか、公安
委員会に対して道路交差点法第1条の4第1項に定める判断書および自認書ならびに貸渡証等の資料を提出
し、警察署長が保有する等の重要な資料を提出することとできるものとし、借受人または運転者はこれに同
意するものとする。

三つの伏線

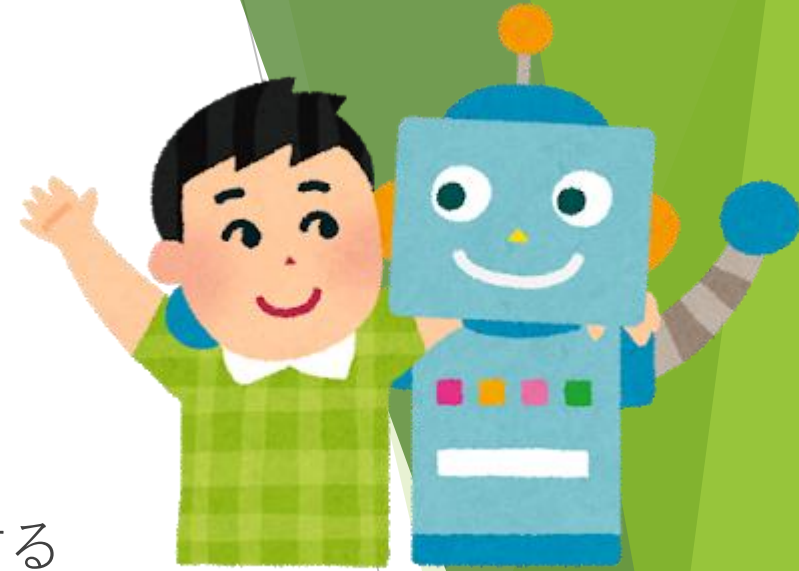
- ▶ ②個人と人間のあいだ
 - ▶ 男性稼ぎ主モデル.....能力と財産のある成年男性＝家長
 - ▶ 女こども＝保護と支配の対象 → 解放と平等化＝近代社会の確立
 - ▶ 個人もまた法的に構成された存在.....人間個体との距離
- ▶ ③ジーヴズを動機付けるもの
 - ▶ 主人との一体性・主人による運命の支配
 - ▶ 外部からの配慮（国家・企業）との違い
 - ▶ ジーヴズを利用した経営としての自己決定へ？

電子化されたジーヴズへ

- ▶ パーソナライズされたAIによる意思決定サポート
 - ▶ 個々人の選好の蓄積 → 推定 → 反映
 - ▶ 人間の行為 = 確認と調整へ
- ▶ 記憶の外部化.....メモと記録
 - ▶ eg. 食事制限、価値観を反映した消費（フェアトレードなど）
 - ▶ 記憶力と注意力の限界
 - ▶ アクティブなメモとしてのAI.....能動的な注意喚起
 - ▶ 適切なジーヴズは自己決定を損なうのか？



AI for Everyone.....機械との共生？



- ▶ 能動的な選択から決定過程のガバナンスへ
 - ▶ AIとの共生を通じて「個人」のマネジメントを実現する
 - ▶ ガバナンスの健全性を支えるもの.....課題
 - ▶ 統制の対象が小さい？ 力関係に差異？ 伝統的方法論？
 - ▶ eg. 決定能力が弱まった段階への対応可能性（eg. 認知症）
- ▶ みずから決定する行為者から、共生関係の中心への変化？
 - ▶ AI技術文明の姿に対応した人間の可能性（のひとつ）